

益田市農業委員会第22回総会議事録

1. 開催日時 令和4年(2022)4月25日(月) 13:30~15:25
開催場所 市役所 3階 大会議室
2. 出席 農業委員(12名)
2番 大畑 美里 3番 須藤 寿人 4番 吉村 太 5番 大庭 清
6番 御神本康一 9番 北條 義洋 10番 篠原 栄次 11番 谷本 大輔
13番 柳田 継男 14番 豊田 浩 15番 宮川 有衣 16番 西川 友史
3. 欠席 農業委員(4名)
1番 又賀 保 7番 田中 綾 8番 佐原 晃子 12番 豊田 志摩
4. 出席 農地利用最適化推進委員(21名)
増野 六彦 田ノ上武夫 澤江 浩一 山根 健治
寺戸 康人 三浦 尚人 田原 勝美 寺戸豊太郎
永見 浩二 河野 正憲 領家 耕一 和崎 恒義
椋木 昭雄 潮 好介 豊田 繁雄 宮内 英之
椋木 孝光 岡崎 定佳 渡邊 豊孝 河野 光好
三浦 和顕
5. 欠席 農地利用最適化推進委員(3名)
澁谷 記幸 野村 浩三 中島秀一郎
6. 提出議案
議第 129号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第 130号 農地でないことの確認について
議第 131号 農用地利用集積計画の決定について
議第 132号 益田農業振興地域整備計画の変更について
議第 133号 農地等権利移動制限特例区域設定について
議第 134号 令和3年度事業実績及び収支決算報告について
議第 135号 令和4年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
報第 115号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第 116号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第 117号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第 118号 農地法施行規則第29条第1項第1号の農業用施設に供する届出
について
報第 119号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について
7. 議事に参加した職員
石田局長、田中局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、高橋副主任主事
田中美都地域総務課長、齋藤匹見地域総務課長
8. 議事の概要

<p>会長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第 22 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(挨拶)</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、2 番の大畑美里委員、3 番の須藤寿人委員、よろしく願いいたします。また、本日の欠席委員は又賀保農業委員、佐原晃子農業委員、田中綾農業委員、豊田志摩農業委員、澁谷記幸推進委員、中島秀一郎推進委員、野村浩三推進委員、三浦和頭推進委員です。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。議事の都合上「議第 132 号 益田農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。それでは農林水産課より説明をお願いします。</p>
<p>農林水産課</p>	<p>(農林水産課より説明)</p>
<p>会長</p>	<p>農林水産課から説明がありましたが、何か質問、ご意見等ありますでしょうか。</p> <p>無いようですので採決いたします。「議第 132 号 益田農業振興地域整備計画の変更について」は原案通り許可してよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。 次に「議第 129 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 1 番 本件は、使用貸借権の設定に係る許可申請です。 土地の所在は、東町の畑 3 筆 496.78 m²です。 都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。 転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。 排水は、合併浄化槽を設置し、既存の水路に流します。 資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。 ご審議の程宜しく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区委員の調査報告を求めます。</p>
<p>大畑美里委員</p>	<p>2 番大畑です。現地確認は 4 月 12 日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇の向かい側です。申請は個人住宅の建設ということで〇〇の土地を借り受けるものです。隣接農地も〇〇の所有地です。排水は合併浄化槽を設置します。適当であると判断致しました。</p>
<p>会長 増野六彦推進委員</p>	<p>地元推進委員何かありますか。 ありません。</p>

会長	2 番かもしま北町
事務局	<p>整理番号 2 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、かもしま北町の畑 1 筆 285 m²です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、公共下水道に接続します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区委員の調査報告を求めます。
大畑美里委員	2 番大畑です。現地確認は 4 月 12 日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇から〇〇の方へちよつと行ったところですので。申請は個人住宅を建設するものです。隣接農地の承諾書が添付されています。上下水道の完備されたところですので。適当であると判断致しました。
会長	地元推進委員何かありますか。
田ノ上武夫推進委員	ありません。
会長	3 番あけぼの本町
事務局	<p>整理番号 3 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、あけぼの本町の畑 1 筆 292 m²です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、個人住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、公共下水道に接続します。</p> <p>資金証明については、金融機関の融資証明書が添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区委員の調査報告を求めます。
大畑美里委員	2 番大畑です。現地確認は 4 月 12 日に又賀委員と行いました。申請地は〇〇の裏側になります。申請は個人住宅の建設をするものです。周りは宅地になっております。土地改良区の意見書も添付されています。適当であると判断致しました。
会長	地元推進委員何かありますか。
田ノ上武夫推進委員	ありません。
会長	4 番遠田町

事務局	<p>整理番号 4 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、遠田町の畑 1 筆 89 m²です。</p> <p>都市計画区域内で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、進入路で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>資金証明については、通帳の写しが添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告を求めます。</p>
吉村太委員	<p>4 番吉村です。現地確認は 4 月 18 日に澤江推進委員と行いました。</p> <p>現地は〇〇のところにあります。この度、〇〇ということで、周辺の土地を調べたところ、進入路が畑であることが分かり、この度の申請を行うことになりました。土地改良区の意見書と始末書が付いており、現況は道路となっており問題は無いと思います。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
澤江浩一推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>5 番横田町</p>
事務局	<p>5 番、6 番につきましては所在地が一緒ですので、一括で説明いたします。</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、横田町の田 2 筆 247 m²です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、通路と倉庫で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。</p> <p>既に完了しているため資金証明の添付はありません。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告を求めます。</p>
北條義洋委員	<p>9 番北條です。この案件は 5 番、6 番ともすでに施工されている案件です。</p> <p>4 月 14 日に領家推進委員、〇〇と確認しました。場所は、これまでよく出ている〇〇の近くです。これは〇〇で所有権を移すというもので〇〇は外に出ておられて、〇〇がすぐそばにおられまして、倉庫を建てられ、そこに行くための通路ということになっています。土地改良区の意見書も出ていることもあり、問題ないと思います。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>

領家耕一推進 委員	ありません。
会長	7 番向横田町
事務局	<p>整理番号 7 番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、向横田町の田 7 筆 4,075 m²です。 都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。 転用目的は、太陽光発電施設で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 なお、30 アールを超えるため、島根県農業会議に意見を聴取する案件となります。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区委員の調査報告を求めます。
篠原栄次委員	<p>10 番篠原です。4 月 21 日に椋木推進委員と現地確認をいたしました。場所は〇〇の〇〇になります。〇〇を渡って左に〇〇行ったところであります。申請地につきましては 4,000 m²あまりある訳ですが、一昨年前までは耕作をしておられましたが、立地条件が悪いということで現在は保全管理をしておられます。土地の現状変更もなく特に問題は無いと思います。</p>
会長	地元推進委員何かありますか。
椋木昭雄推進 委員	ありません。
会長	8 番 白上町
事務局	<p>整理番号 8 番 本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、白上町の畑 1 筆 1,943 m²です。 土地改良事業の施行区域内にある農地であるため第 1 種農地 と判断致します。 転用目的は、農機具庫、事務所兼駐車場で、農地法施行令第 4 条第 2 号の規定である、申請地である農地を農業用施設等に供するために行われるもので、許可できる要件に該当致します。 雨水は、地下浸透です。 資金証明については、通帳の写しが添付されています。 なお、第 1 種農地であるため、島根県農業会議に意見を聴取する案件となります。 ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	担当地区委員の調査報告を求めます。

豊田浩委員	<p>14 番豊田です。現地確認は 4 月 12 日に岡崎推進委員と行いました。</p> <p>1,943 m²の内 939.17 m²に農機具倉庫、休憩所、事務所、進入路を設置したいと〇〇年に転用許可を頂き、〇〇年に完了いたしました。事業規模拡大に伴い資材置場、機械置場、駐車場が不足したため、残り 1003.83 m²に併設したということです。始末書、隣接所有者の同意書もあります。</p> <p>土地改良区の意見書もあり問題無いと思います。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
岡崎定佳推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>本日の 5 条転用につきましては以上 8 件の申請でございます。事務局、担当地区委員の報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので採決いたします。「議第 129 号 第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は原案通り許可してもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p> <p>続きまして「議第 130 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。</p> <p>1 番遠田町</p>
事務局	<p>整理番号 1 番</p> <p>申請地は、遠田町の 1 筆 446 m²です。昭和 50 年頃から耕作しておらず山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告を求めます。</p>
吉村太委員	<p>4 番吉村です。現地確認は 4 月 18 日に澤江推進委員と行いました。場所は〇〇の周りです。昭和 50 年頃から耕作をしていないということで、現地に入ることが出来ず、農地ではないと判断致しました。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
澤江浩一推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>2 番種村町</p>
事務局	<p>整理番号 2 番</p> <p>申請地は、種村町の 6 筆 817.77 m²です。昭和 50 年頃から耕作しておらず山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告を求めます。</p>

大庭清委員	5番大庭です。現地確認は4月17日に田原推進委員と行いました。場所は〇〇の旧道沿いです。現地は昭和58年の水害で被害を受けた場所です。ここが農地であったかと思うぐらいで非農地として全然問題無いと思います。
会長	地元推進委員何かありますか。
田原勝美推進委員	ありません。
会長	3番安富町
事務局	整理番号3番 申請地は、安富町の1筆 1,084㎡です。昭和52年頃から耕作しておらず山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。 ご審議の程よろしく願いいたします。
会長	担当地区委員の調査報告を求めます。
北條義洋委員	9番北條です。4月13日に領家推進委員と〇〇で現地確認を行いました。現地は〇〇、道路を挟んで反対側の山の中です。〇〇していた時に山だと思っていた所が農地ということが分かったそうです。現地を確認しましたが、とても農地として判断できない状態です。
会長	地元推進委員何かありますか。
領家耕一推進委員	ありません。
会長	今回の非農地案件は3件でございます。事務局の説明、担当地区委員さんの調査報告がありました。お気づきの点等ありましたらお願いします。 (なし、の声) ないようですので採決いたします。「議第130号 農地でないことの確認について」は原案通り許可としてよろしいですか。 (はい、の声) それでは許可といたします。次に「議第131号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。説明をお願いします。
事務局	今月の農用地利用集積計画は利用権設定の新規14件、再設定23件、計37件、農地中間管理事業一括方式の新規6件の合計43件です。 新規の利用権設定20件のうち、議事参与の委員がおられますので先に審議いたします。
会長	議事参与の関係で整理番号3番、4番、5番から先に審議させていただきます

	<p>す。議事参与の委員は退室をお願いします。</p> <p>(〇〇、退出)</p>
事務局	<p>整理番号 3 番から 5 番については借り手が同じですので一括します。 申請地は、種村町の田 6 筆合計 10,532 m²です。10 年間の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>地区担当推進委員報告をお願いします。</p>
田原勝美推進委員	<p>種地区の推進委員の田原です。この 3 番、4 番、5 番ですが、同じ集落にあり、貸付人は高齢で 4 番、5 番は貸付人が耕作していたのですが病気になり、借受人に貸し出すものです。</p>
会長	<p>議事参与の案件につきまして、先に審議いたします。 田原推進委員から説明がありました。何かご意見ございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。整理番号 3 番から 5 番については原案とおりの許可としてよろしいでしょうか</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p> <p>(〇〇、入室)</p> <p>続きまして一括方式の 2 番につきまして議事参与の委員は退出をお願いします。</p> <p>(〇〇、退出)</p>
事務局	<p>事務局説明をお願いします。</p> <p>一括方式整理番号 2 番 申請地は、向横田町の田 3 筆 3,001 m²です。7 年 11 ヶ月の賃貸借権設定です。</p>
会長	<p>地区担当推進委員の報告をお願いします。</p>
篠原栄次委員	<p>10 番篠原です。もともと貸付人と借受人が相対契約していたもので、今年の 4 月に契約が切れて、公社を挟んで再契約するものです。問題ありません。</p>
会長	<p>それでは一括方式の整理番号 2 番について先に採決いたします。ただいま説明がありましたが何かご意見やご質問がございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。一括方式の整理番号 2 番につ</p>

	<p>いては原案通り許可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p> <p>(〇〇、入室)</p> <p>それでは、1 番に戻りまして新規利用権設定のみ説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 1 番から 2 番については、借り手が同じですので一括します。申請地は、須子町の田 2 筆 合計 4,289 m²です。3 年間の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>地区担当推進委員報告をお願いします。</p>
須藤寿人委員	<p>澁谷推進委員欠席のため、代わりに説明いたします。借受人は本俣賀町で〇〇と〇〇をしています。後継者である借受人に利用権を設定するものです。貸付人が高齢で耕作できないことから行うものです。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>整理番号 7 番 8 番の説明を願います。</p>
事務局	<p>整理番号 7 から 8 番については、借り手が同じですので一括します。申請地は、横田町の田及び畑 3 筆 合計 1,151 m²です。10 年間の使用貸借権設定です。</p>
会長	<p>地区担当推進委員報告をお願いします。</p>
領家耕一推進委員	<p>豊田地区の領家です。申請地は〇〇の裏手になります。今年の夏に貸付人一人では土地の管理ができないということで借受人に耕作してもらおうそうです。問題は無いと思います。</p>
会長	<p>続きまして整理番号 20 番から 24 番お願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 20 から 24 番については、借り手が同じですので一括します。解除条件付貸借権の設定となります。申請地は、美都町仙道の田 14 筆 合計 22,234 m²です。4 年 11 ヶ月間の解除条件付貸借権の設定です。</p>
会長	<p>地区担当推進委員報告をお願いします。</p>
寺戸豊太郎推進委員	<p>美都地区の寺戸です。借受人は昔〇〇です。〇〇の代わりに新たに借り受けて耕作するものです。</p>
会長	<p>続きまして 29 番 美都町都茂</p>
事務局	<p>申請地は、美都町都茂の田 2 筆 合計 778 m²です。5 年間の貸借権設定です。</p>
会長	<p>地区担当推進委員報告をお願いします。</p>

永見浩二推進委員	佐原委員欠席のため、代わりに説明します。借受人ですが住所は〇〇ですが、もともと美都の方でして〇〇の作付もしており、問題は無いと思います。以前まで別の方が借りて耕作していましたが、高齢で耕作をやめられることから借受人が借り受けて耕作されるそうです。
会長	続いて 36 番
事務局	申請地は、匹見町道川の田 1 筆 2,920 m ² です。4 年 11 カ月間の賃貸借権設定です。
会長	この 1 筆は貸付人が田として耕作していたところ、体調を崩されてまして新たに借受人に耕作してもらおうというものであります。 続いて一括方式の説明にうつります。1 番をお願いします。
事務局	整理番号 1 番 申請地は、飯田町の畑 1 筆 1,057 m ² です。4 年 8 カ月間の賃貸借権設定です。
会長	地区担当推進委員報告をお願いします。
須藤寿人農業委員	3 番須藤です。貸付人は高齢で耕作が出来ないということです。借受人は若い農業後継者であり、土地を借りたいということで耕作地を求めていたところ今回の契約に至ったということです。
会長	3 番から 5 番の説明をお願いします
事務局	整理番号 3 番から 5 番は借り手が同じですので一括します。 申請地は、白上町の畑 4 筆 合計 5,570 m ² です。4 年 8 カ月間の賃貸借権設定です。
岡崎定佳推進委員	中西地区の岡崎です。貸付人は〇〇により農業を廃止いたしましてやってくれる人を公社で探しておられました。借受人は公社より貸し出して耕作してもらおうということです。〇〇にはハウスが 2 棟、100m ぐらいですが建っており、〇〇は作業場、休憩所になっています。
会長	整理番号 6 番
事務局	申請地は、美都町三谷の畑 3 筆 合計 3,470 m ² です。10 年 8 カ月間の賃貸借権設定です。
寺戸豊太郎推進委員	美都の寺戸です。現地確認に田中委員と行きました。借受人は新規就農者で貸付人の土地を借りて〇〇するということです。場所は〇〇です
会長	事務局及び地区担当推進委員の説明が終わりました。 それでは、利用権の新規設定及び再設定につきましてご審議ください。 何かご質問がございますか。
大庭清委員	36 番の設定で〇〇円相当の現物とありますが、何を基準にするのですか。

事務局	<p>10a 当たり 30 キログラムの玄米と記入して頂いているので、〇〇円相当の玄米を渡されるのだと思います。何キログラム等の明示はありませんので記載どおり〇〇円相当のお米をお渡しするのだと思います。</p>
会長	<p>他に質問がございますか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは質問が無いようですので、「議第 131 号 農用地利用集積計画の決定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、との声)</p> <p>それでは許可といたします。「議第 133 号 農地等権利移動制限特例区域設定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 1 番</p> <p>申請地は、横田町の畑 1 筆 236 m²です。申請地が所在する豊田地区の下限面積は 20a です。区域の指定を受けようとする理由は、買受予定者が買い受けて耕作しなければ、確実に耕作放棄地となることが見込まれるためでございます。</p> <p>許可条項は、農地法施行規則第 17 条第 2 項各号及び益田市農地等権利移動制限特例区域設定申出制度実施要綱第 2 条第 1 項各号の規定に該当しております。</p> <p>なお、特例区域として設定された場合、その旨を告示し、後日、所有者と申出者の連名で農地法第 3 条の規定による許可申請が提出され、所有権の移転についてご審議いただく運びとなります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区委員の調査報告を求めます。</p>
北條義洋委員	<p>9 番北條です。〇〇の土地を〇〇が受けるというものですが、私道を通らないと周りから行く道もないため、適切だと思います。</p>
会長	<p>地元推進委員何かありますか。</p>
領家耕一推進委員	<p>ありません。</p>
会長	<p>ただいま事務局及び担当地区委員からの説明がありました。</p> <p>何か質問等がありますでしょうか</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 133 号 農地等権利移動制限特例区域設定について」は原案通り承認してもよろしいでしょうか。</p> <p>(はい、との声)</p>

事務局	<p>それでは許可といたします。「議第 134 号 令和 3 年度事業実績及び収支決算報告について」を議題とします。</p> <p>(事務局より説明)</p>
会長	<p>ただいま事務局より説明がありました、何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p>
事務局	<p>「議第 134 号 令和 3 年度事業実績及び収支決算報告について」は承認させていただきます。</p> <p>続きまして「議第 135 号 令和 4 年度事業計画 (案) 及び収支予算 (案) について」事務局の説明をお願いします。</p> <p>(事務局より説明)</p>
会長	<p>事務局より説明がありました。何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(なし、の声)</p>
事務局	<p>「議題 135 号 令和 4 年事業計画 (案) 及び収支予算 (案)」につきましては事務局案を持って承認します。</p> <p>続きまして報告事案をお願いします。</p>
事務局	<p>報第 115 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について 届出件数は、7 件です。6 件は相続者が管理され、1 件あっせんの希望があります。</p> <p>報第 116 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について 届出件数は、3 件です。解約理由 整理番号 1 番は耕作者の変更のため 2 番は耕作困難なため、3 番は耕作不便のためです。</p> <p>報第 117 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について 届出件数は、4 件です。 解約理由は、1 番 2 番は耕作者の労力不足のためです。 3 番 4 番は貸付人より解約の申し出があったためです。</p> <p>報第 118 号 農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号の農業用施設に供する届出について 届出件数は 1 件です。 整理番号 1 番 申請地は、久々茂町の 2 筆 1,969 m²の内 198 m²でございます。 農業用倉庫の利用でございます。</p> <p>報第 119 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地判断について 所在地は、愛栄町の 20 筆 計 11,636 m²、桂平町の 35 筆 計 16,865.49 m²、黒周町の 116 筆 計 49,323.91 m²、上黒谷町の 16 筆 計 10,001.01 m²、柏原</p>

会長	<p>町の 43 筆 計 14,125.58 m² 合計 230 筆 101,951.99 m²でございます。</p> <p>今回の非農地判断を行った農地は、二条地区の平成 28 年から令和 3 年までの農地パトロールにおいて、B 分類として確認しておりました農地です。所有者 54 名の意向を確認し、非農地とすることについて同意を得ました。</p> <p>対象地につきましては、農地台帳からの削除を行い、非農地判断を行った農地として、市役所税務課及び法務局へ一覧を提出いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>ただいま報告事項の説明がありました。何か報告の内容に質問等がございますでしょうか。</p> <p>それでは無いようですので第 22 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。</p>
----	---